

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月14日

照会部署 魚津年金事務所 厚生年金適用調査課

照会担当者 寺田 美代子

連絡先 [Redacted]

業務実施部署の長の確認 堂徳

(案件)

(受付番号) No. 2010-514	被保険者0人となった事業所の全喪届の取り扱いについて
------------------------	----------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用事業所において常勤であった者がつぎのような状態となり、今後あらたに被保険者資格を取得する見込みがない場合、当該事業所を全喪させるべきでしょうか、適用事業所として残すべきでしょうか。

1. 被用者のみがいる被保険者0人の事業所の場合。  
(70歳到達により被用者となった者が国保組合加入者のため被保険者が0人となった。全喪すれば被用者も不該当となるのでしょうか。)  
(事務取扱要領P. 34、P.212-17 )
2. 後期高齢者医療制度の加入者のみの被保険者0人事業所の場合
3. 法人の代表者が報酬0円のため資格喪失し、被保険者0人の場合

また、全喪とする場合の届書の添付書類はどのようなもので確認すればよろしいでしょうか。

【適用業務処理マニュアルI-2-7】

(回答)

被保険者数0人の事業所に対する全喪届の取扱いについては、平成22年10月4日付け指示・依頼「厚生年金保険等の認定全喪に係る事務処理（諸規定によらない定め）」に基づき対応することとなる。

また、適用事業所に勤務する被保険者が70歳到達により被保険者の資格を喪失し、被用者となり、その後、75歳到達被用者のみの法人事業所となった場合においても、当該事業所において従業員として引き続き使用され、かつ、法第12号各号に定める者に該当しないのであれば、当該事業所が直ちに適用事業所の要件を欠くことになるとはいえず、また、70歳以上の使用される者に関する届出義務を事業主に課すという法第27条の要請を担保するためにも、当該事業所については、引き続き適用事業所として取扱うことが適当である。

回 答 日 平成22年10月13日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----